

関係データ等について

論点③

IT化の進展と多様なビジネスモデルの登場を
踏まえた職業紹介と他事業との区分

従来の広告掲載料以外の徴収方法別企業割合

Q. 情報掲載量・掲載期間・掲載回数等に応じた広告掲載料以外の方法としてどのように料金を徴収されますか。

MA

広告掲載料以外の徴収方法	企業数	%
掲載した求人情報へのアクセス件数に応じて徴収	1	8.3
掲載した求人情報への応募件数に応じて徴収	5	41.7
掲載した求人情報の採用(就職)件数に応じて徴収	7	58.3
その他	4	33.3
全体	12	100.0

注) 全体は、「主に情報掲載料・掲載期間・掲載回数等に応じて広告掲載料を徴収する」以外の徴収方法について回答のあった12社。

ヒアリング結果①

・多様なビジネスモデルの登場

- マッチング強化のため、サイトやメルマガを通じたリコメンド機能、履歴書添削や面接対策といった転職支援を実施している。(株)マイナビ)
- 求人者及び職業紹介事業者から利用料を得て、求職者情報のデータベースを提供している。(株)BIZREACH)
- 企業の求人情報は無料で掲載し、採用が決まった際に企業から手数料を受領し、求職者に御祝い金を支払うという、成功報酬型ビジネスモデルの募集情報提供を行っている。(株)リブセンスキャリア)
- 転職目的に限らないSNSとしてサービスを提供しているが、求人情報掲載やデータの提供等、就業機会の創出に貢献する機能も提供している。(リンクトイン・ジャパン(株))

・海外の法制度

<韓国>(名古屋大学 徐特任助教)

- 民間に現れている職業紹介と募集が結合した形態の職業紹介など、多様な形態の新しい雇用サービスを法の規制対象とするため、職業紹介の定義を改め、現在は求人若しくは求職の申請を受け、求職者若しくは求人者を探索し、又は求人者を募集して、求人者と求職者の間に雇用契約が成立するようにあっせんすることとしている。